平成２８年（フ）第４５１号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―509号
債務者　古賀　律子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８号
北海道北見市並木町510番地69
債務者　櫻井　　進
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第８７７号
埼玉県川口市戸塚東２丁目４番28号
債務者　枝澤美佐緒（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
沖縄県浦添市西原２丁目24番１号２Ｆ
債務者　土佐　美咲
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３７号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原952番地の３
債務者　奥浜　尚美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８０３号
さいたま市北区宮原町２丁目80番地17　アークシティＤコート202号
債務者　佐藤　公二
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５０号
さいたま市南区辻７丁目５番20―401号
債務者　鈴木　雅代
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１７号
埼玉県草加市谷塚上町595番地17
債務者　林　　可南
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
埼玉県越谷市東越谷４丁目15番地16　シャトルリープ205、旧住所埼玉県越谷市南町２丁目６番４号　レオパレス蒲生第７―103
債務者　村本　剛司
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
埼玉県三郷市三郷１丁目８番地７　島村ハイツ503号室
債務者　瓦　　敬輔
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
埼玉県飯能市大字川寺303番地の３
債務者　久保田香代
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３９４号
埼玉県狭山市入間川3133番地の１　200
債務者　根岸　幸雄
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３９５号
埼玉県狭山市入間川3133番地の１　200
債務者　根岸　康子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３９６号
埼玉県所沢市青葉台1309番地の６　ハウス92―202
債務者　中山　輝美
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０６号
埼玉県富士見市関沢２丁目６番31―301号
債務者　北沢　尚子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４１７号
埼玉県川越市大字笠幡156番地113（ファミール彩202号室）
債務者　上地フェルナンドこと　ＫＡＭＩＣＨＩ　ＡＲＡＳＨＩＲＯ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２９号
大阪府泉大津市要池住宅９番206号
債務者　八木　文代
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係